

**「みずほグリーン不動産ノンリコースローン」
「みずほサステナビリティ不動産ノンリコースローン」の取扱開始について**
～サステナビリティ分野に関する独自評価フレームワークの導入～

みずほ信託銀行株式会社(取締役社長:梅田 圭、以下「当行」)は、不動産ノンリコースローンを主な資金調達手法とする不動産ファンド等を運用するお客さまのサステナビリティへの取り組みを後押しするために、本日より、「みずほグリーン不動産ノンリコースローン」「みずほサステナビリティ不動産ノンリコースローン」(以下、「本商品」)の取り扱いを開始しました。

本商品は、グリーンローン原則(※1)、ソーシャルローン原則(※2)の趣旨に準じて開発した当行独自の評価フレームワークで、お客さまが不動産ファンドビジネスを通して取得する不動産やその管理・運用による環境や社会への影響を評価し、独自の認証を行い、不動産ノンリコースローンを供与するものです。

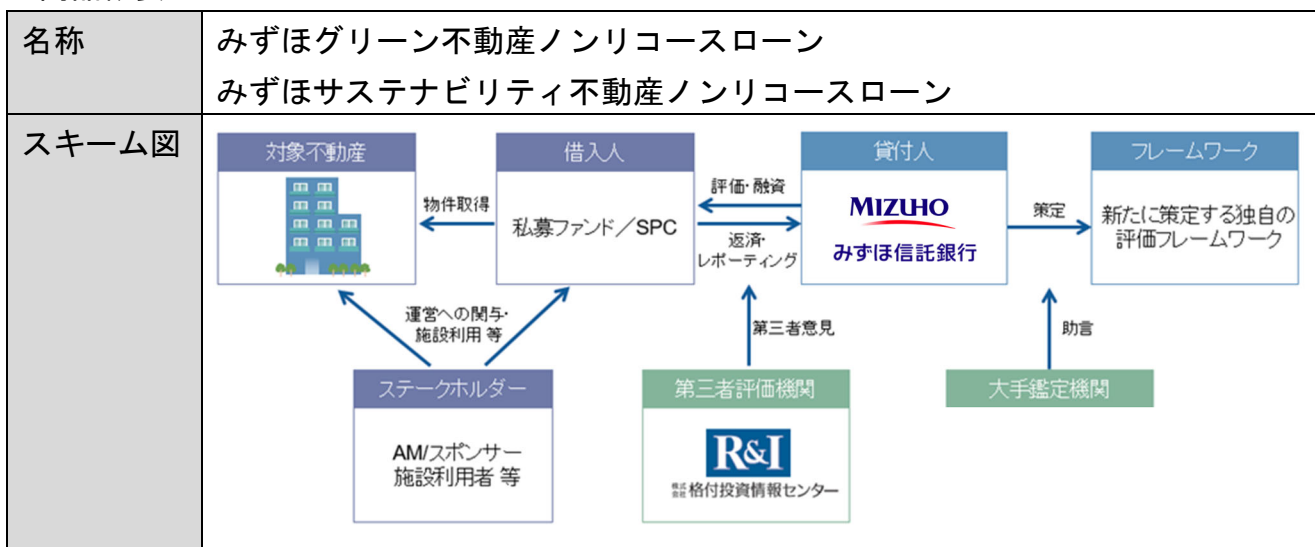
企業のサステナビリティへの取り組みが加速する中、企業活動のみならず不動産ファンドビジネスにおいても、関与する金融機関や投資家のサステナビリティへの関心は高まっています。本商品は不動産ファンドに対し、大手不動産鑑定機関の助言も踏まえ当行が策定した評価フレームワークでサステナビリティに関する一定の評価をすることで、貸し手や投資家に判断材料を提供し、投融資を促すものです。

本評価フレームワークは大手不動産鑑定機関から助言を受けて策定しており、また、スキームとしては第三者評価機関である株式会社格付投資情報センター(R&I)から「グリーンローン原則」と「ソーシャルローン原則」の趣旨に準じる旨の第三者意見を取得することで、一定の客観性を担保しています。

本商品の取り扱いにより、不動産ファンド市場におけるサステナビリティへの関心の高まりに応え、環境や社会へ大きなインパクトを創出することを期待しています。本商品については株式会社みずほ銀行においても同スキームにて取り扱いを行っており、〈みずほ〉は、グループ体となって持続可能な社会の実現に向けた取り組み(サステナビリティアクション)を一層強化、促進しています。総合金融グループとしての知見を活かし、ファイナンスやコンサルティング機能を通じて、お客さまの企業価値向上やSDGs達成に貢献していくとともに、多様なソリューションの開発・提供に積極的に取り組んでいき

ます。

<商品概要>



※1：グリーンローン原則

Loan Market Association(LMA)、アジア太平洋地域業界団体 Asia Pacific Loan Market Association(APLMA) が2018年3月に策定した環境分野に用途を限定する融資の国際ガイドライン。2018年12月には The Loan Syndications and Trading Association(LSTA) も参画。

※2：ソーシャルローン原則

Loan Market Association(LMA)、アジア太平洋地域業界団体 Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association(LSTA)が、2021年4月発行した社会プロジェクトに用途を限定する融資の国際ガイドライン。

以上